

福岡県医発第1848号(保)

平成15年 1月16日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



横浜市国民健康保険乳幼児10割給付制度廃止の周知について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、取扱いについては下記のとおりです。

記

○横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成16年1月1日から施行

【一部負担金等の特例】

	現 行	改正後
1歳未満の医科・歯科	10分の0（不徴収）	10分の2 （国保法第42条第1項）
1歳以上5歳未満の歯科	10分の0（不徴収）	10分の2または10分の3 （国保法第42条第1項）
1歳以上5歳未満の医科	10分の0（不徴収） ※ただし所得制限あり	10分の2または10分の3 （国保法第42条第1項）

国民健康保険被保険者に対して、国民健康保険で実施してきた「小児医療附加金（乳幼児10割給付制度）」を廃止し、「横浜市小児の医療費助成に関する条例」による助成に統合するものです。

横浜市国民健康保険被保険者が神奈川県以外の医療機関で診療を受けたとき、1歳未満の医科・歯科及び1歳以上5歳未満の歯科については、従来現物給付でしたが、今回の改正に伴い、一部負担金は償還払いの扱いとなります。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





15国援第503号の7

平成16年1月5日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長



横浜市国民健康保険乳幼児10割給付制度廃止の周知について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、神奈川県福祉部介護国民健康保険課長から通知がありましたので、お知らせします。





介国保第505号
平成15年12月19日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

神奈川県福祉部介護国民健康保険課長

横浜市国民健康保険乳幼児10割給付制度廃止の周知について（通知）

このことについて、横浜市福祉局生活福祉部保険年金課長から平成15年12月12日付け福保第678号により依頼がありましたので、お知らせします。

なお、改正の内容は次のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○ 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成16年1月1日から施行

【一部負担金等の特例】

	現 行	改正後
1歳未満の医科・歯科	10分の0（不徴収）	10分の2 （国保法第42条第1項）
1歳以上5歳未満の歯科	10分の0（不徴収）	10分の2または10分の3 （国保法第42条第1項）
1歳以上5歳未満の医科	10分の0（不徴収） ※ただし所得制限あり	10分の2または10分の3 （国保法第42条第1項）

国民健康保険被保険者に対して、国民健康保険で実施してきた「小児医療附加金（乳幼児10割給付制度）」を廃止し、「横浜市小児の医療費助成に関する条例」による助成に統合するものです。

横浜市国民健康保険被保険者が神奈川県以外の医療機関で診療を受けたとき、1歳未満の医科・歯科及び1歳以上5歳未満の歯科については、従来現物給付としておりましたが、今回の改正に伴い、一部負担金は償還払いの扱いとなります。

問い合わせ先

国保指導班 阿部

電話 045-210-1111 内線 4959



福保険 第 678 号
平成 15 年 12 月 12 日

神奈川県福祉部
介護国民健康保険課長 様

横浜市福祉局生活福祉部
保 険 年 金 課 長

横浜市国民健康保険乳幼児 10 割給付制度廃止の周知について（依頼）

平成 16 年 1 月診療分から、これまで横浜市国民健康保険で実施してきた乳幼児 10 割給付制度（乳児の医科・歯科、5 歳未満の歯科）を廃止し、「横浜市小児医療費助成制度」に統合します。（1 歳以上は所得制限があります。）

これに伴い、横浜市国民健康保険被保険者で小児医療費助成対象者が、神奈川県外医療機関で診療を受けたとき、一部負担金は償還払いの扱いとなります。

このことにつきまして、近隣県への周知をよろしくお願いいたします。

事務担当
資格給付係 藤井・植草
電話 671-2423

